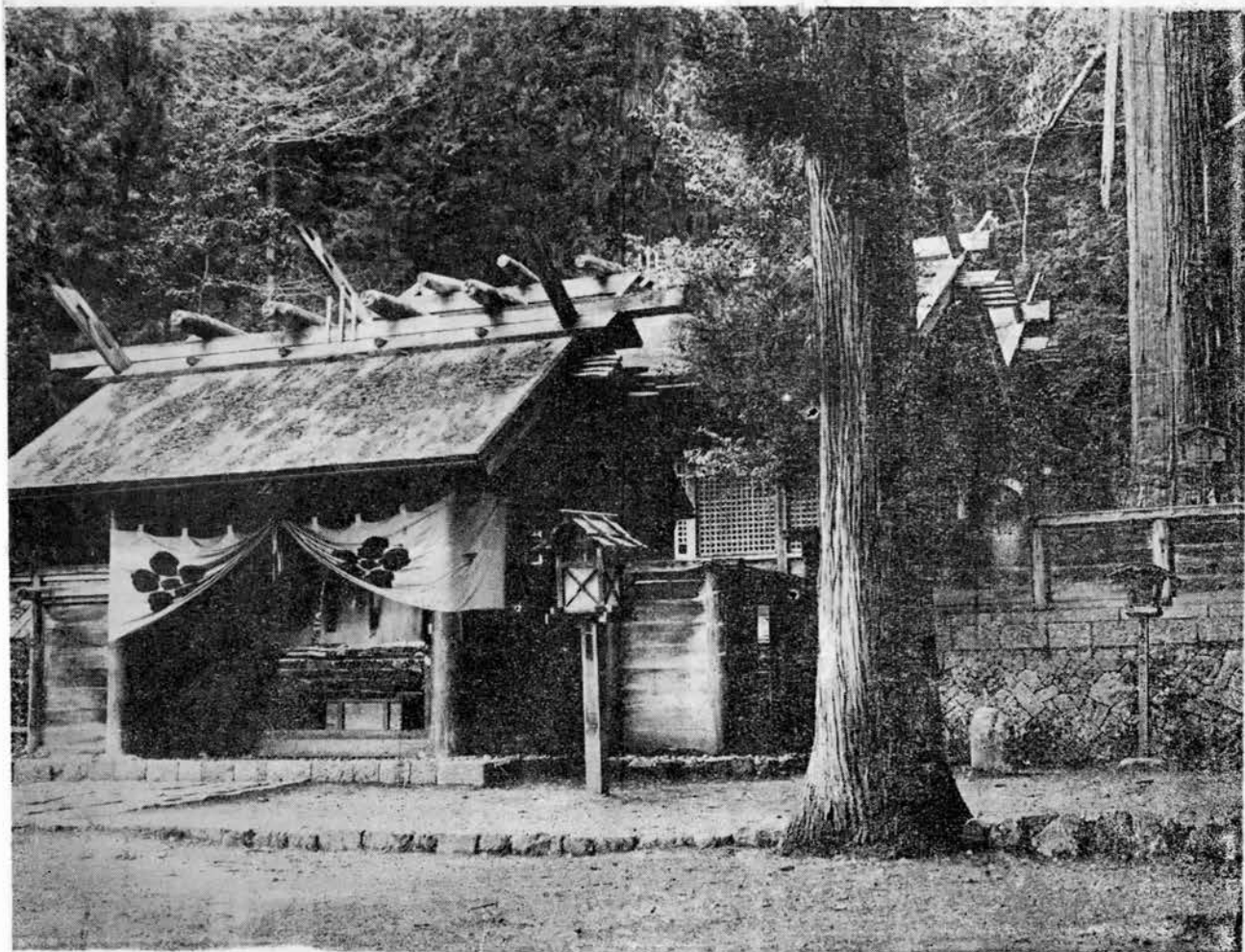


# 山と博物館

第15巻 第3号

1970年3月25日

大町山岳博物館



国宝 仁科神明宮

所在地 大町市大字社宮本

## 郷土の文化遺産

仁科神明宮は地方豪族として栄えた仁科氏が、御厨司として預っていた仁科御厨（みくりや）と呼ばれる神宮御領地に創建された神社である。その年代は分明ではないが、建久三年（一一九三）にはすでに御厨が設置されていた記録が残され、神明宮は御厨が設けられてはどなくつくられたものと考えられている。

創建後の神明宮は一定の年月ごとに社殿全部が造り替えられてきたが、江戸時代寛永十三年（一六三六）を最後として、その後は部分的な修理にとどまり、現在まで保存された現存最古の神明造りであるという。

北ア山麓の当地方には神明宮をはじめとする数多くの文化的遺産が残され、アルプスおろしの中で営々と生き続けてきた郷土の先人が、親から子、子から孫とそれらの遺産を代々受け継ぎながら守り抜いてきた。

これらの人々は「文化財を永く後世に保存しこれを活用して文化の創造発展に役立てる」とうたわれている文化財保護法の制定より、はるか以前から文化財を守り育ててきた人々でもある。

最近では多くの市町村で文化財保護条例がつくられ、すでにある文化財はもちろん埋もれた郷土の文化財を掘り起し、その指定や保存ならびに活用についての施策がとられるようになり、諮問機関としての文化財審議委員も委嘱され、地域社会に密着した文化財保護行政が具体的に歩み出している。

しかし、とかく不用不急と考えられがちな文化財の保存や保護は、経済発展と銘うつ物質的欲求の陰にかくされ、保護法のもとでなされた諸施策でもただ指定してみただけの、形式的な姿に終るのが今日までのあり方ではなかったろうか。

形式だけに終る保護行政であるならば、むしろみずから営々として文化財を守り抜いてきた多くの名もなき先人に深い敬意を表したくなる。



# 仁科神明宮の春祭り

古い農耕の順序をよく伝えて  
いる古式作始め神事について

横 沢 幸 男

## 祈年祭(としごいまつり)

作始めの古式捧ぐる春祭り

雪残りいて人まばらなり  
張子牛曳かれてるや神楽殿

昔ながらの農の姿に

如月の冷たい風も治まってポカ／＼と暖かい春の陽差しが訪れるころ、神明宮の春祭りが行われ安曇野は愈々春耕の季節を迎えるのであります。

毎年三月十五日に行われる春祭りは祈年祭(としごいまつり)といいて、昔伊勢神宮にならって旧暦二月九日に行われて来たものといわれております。近年だん／＼とさびれて行くのは残念であります。昔乍らの農耕(苗代種まきまで)の順序をよく伝えるものとして、全国にも余り例がなく、民俗学的にも貴重なものとされております。

仁科神明宮は往古仁科御厨鎮護のため、皇太神宮の御分霊を御勧請申し上げたもので、今から九百余年前より殆どの神事祭事が伊勢



精人 俵を背負って苗代田を一周し  
おのおの向い合って四隅をながやす

神宮にならって行われて来たのであります。明治の改革に際して大部分の神祭事が廃され最近長野県無形文化財に指定された能神楽と共に、この古式作始め神事が長い伝統を保って今日に残されているのであります。

## 永祿の記録

一志茂樹先生の著書によりますと、この古式作始め神事に関する最も古い文献は、永祿九年(一五六六)「仁科六十六郷 惣社神明宮祭礼作始め舞台」の記録でありまして、それによりますと、

「水上げ始め 壹度貳度、万鋸かく、水留め、睡ぬり、水掛け、万鋸かく、水留め、かり敷、水掛け、大足心神、前東に壹足、南江壹足、万鋸かく、水留め、水掛け、種蒔き、わせ壹石五升三度はかる、中手三度はかる九斗、奥手五斗五升、めめ壹石五斗水留、からすみこえ、水掛け、

永六九年二月吉日  
とありまして、終りにその時の奉仕者の名前



小鋸持も 小鋸を盛った三斗を捧げ  
「春後(はるくわ)」とどなる

が書きつらねてあります。

この記録のうちで判断に苦しむのは、「大足心神」であります。一志先生によりまして大足は田下駄のことであり、心神の神は伸の誤字であって「のび／＼と」の事であろうと申されております。又、「からすみこえ」は鳥追いの声と言ったのであります。

奉仕者の名前はここに略しましたが、奉仕者にはすべてその役柄が書き添えてありまして、その役柄に、水上げ、花取り、牛、作代ひるめし、むしかや、等があります。このうち花取りとは、張子牛を引き廻す役で鼻取りの当字であり、牛は万鋸を曳かせて代かきをする役、作代、ひるめし、むしかや、等いろいろも何かの所作があったものと考えられております。又、神明宮には往古から、八乙女、小奏敷、歌上げ、等の役をもつ社人も居たのでありますから、これらの人々もいづれ何かの役を司って、お祭りが賑やかに行われたことが考えられます。



水掛け 神楽殿(かくてん)内の  
飯桶のむくも水をいらないてくる

## 現在のお祭り

それから長い年月がすぎ人も世も変わって、作始め神事にもかなりの変化が見られたものと思えますが、四百年後の今日の様子は左の通りとなっております。

### 神明宮古式作始め神事次第

- 先づ耕人二人、次小鋸持ち廻り二人、次水揚げ二人、次万鋸かき二人、次水留め二人、次蒔き二人、次土籠追い二人、次万鋸かき二人、次水揚げ二人、次水留め二人、次苗代め二人、水揚げ二人、次鳥追い二人、次水留め二人、次種量り一人

### 次宮司種占い

次種蒔き一人(種量りより種蒔きまで、早生、中手、奥手三度繰返す)(此の時、神楽の主人、傘をさして検分する、次水揚げ二人、次鳥追い二人、次歌上げ人(歌上げの歌詞別記)、胴上げ とうと衆大ぜい(此の時芽投げ)



万葉かき 張り子の牛に万葉をかき  
せながら代(しろ)かきをおこなう

歌士野の歌詞 共の大小ノ舞  
美すずかる信濃の国仁科六十六郷の惣社神  
明宮の御作始め種おろし  
またくこと終え今日のいく日の東しらみに  
綾や錦のたすきを掛けそろし 面舞と六  
ヤンリコンリ とうと衆来おやい  
とうと衆来おやい とうと衆来おやい  
以上は昭和十一年始めて私が書きとめた  
当時の古式作始めの神事の次第書でありまし  
て、以後これを定式として行っております。  
この記録を作るに当っては、今まで更に何ら  
の記録もなく、この役を奉仕する家筋の人た  
ちの間で伝承して来たものでありましたが、昭  
和十一年から神楽員が奉仕することになりま  
したので、私が神楽員であった関係上、当時  
の一志文一郎社掌と共に、古老たちの言を基  
にこれを記録にとどめたもので、これは明治  
時代の順序そのままであることはまちがいな  
いことと思えます。  
しかし乍ら順序は明治時代そのままではあ  
りませんが、その舞台の姿は明治大正の初め



土竜追い 足を交互に踏み「シャツ  
シャツ」と声をかけてもくろを追う

ころ私共の見て来たものとはちがった点が出  
来ておりますので、今ここでその模様を申し述  
べてみたいと思えます。  
先づ三月十五日の祭日には氏子は新らしく  
編んだ狐を一枚づつ神前へ上げます。神社で  
はその狐を神楽殿の庭から正面西側にあつた  
社務所までと、その中央部から御本社に向つ  
て神前迄敷きつらねて 愈々古式作始め神事  
が行われたのであります。水上げとか水掛・  
水留めの場合はいつこの新狐を踏んでご神  
前まで進み、水を頂いて行くという形式が行  
われていたのであります。  
更に、最後の歌上げの時は、「とうと衆来  
おやい！」と三声大声で呼びますと、社務所  
の方にたむろしていた氏子の有志たちが、各  
々「おーい」と掛け声も勇ましく新狐を蹴散ら  
して神楽殿にかけ登り、歌上げの人を幾度と  
なく胴上げしてお祭りが終りとなるのであり  
ます。所が現在は神楽殿内に仮りの神前をこ  
しらえてそこで水揚げをすませてしまい、と



鳥追い 籠中から取り出した籠で紙  
の柄をたたき「ホーホー」と追う

うど衆も背後の幕のかけから現われると、  
状態であります。この二つのことは何等かの  
形で復活しなければならぬ事であらうと思  
います。  
永祿と現在の比較  
ここで四百年前の永祿九年の舞台と現在ど  
の比較説明を述べてみたいと存じます。前述  
の如く永祿のころの舞台はこれだけのものでは  
なく、他に何か所作があつたことが考えら  
れてはおりますが、農耕の順序についてはも  
はやこれ以上を想像する必要はあるまいと思  
われ、これによりますと現在より非常に簡単  
であつたということが言われます。  
私がここで考えることはこの所作は苗代田  
の所作であるか、又はいわゆる水田直時ぎの  
所作であるかということ、もう一つ種占いと  
いう大切な神事が見られないこととあります  
さて、この地方の稲作技術はいつごろどの  
程度に進んでいたのかは、私には全く資料が  
ありませんが、すでに苗代田によって苗が育  
てられるという技術が行われていたのであり



種占い 種を置つて おぼけに  
入れ宮司に渡す、宮司は神前に持参し  
の底で台板をたたき種置りに入ります

ましようか、それ共直時ぎの方法で耕作が行  
われたものでありましようか、後には苗代  
めという所作があつたのですが、永祿の文書  
にはそれが見えておりません。  
又、神明宮ばかりでなく多くの神社の神事  
に、その年の豊凶を占うという神事が見られ  
ており、当社の作始め神事もこのことが主眼  
であつたらうと思われまます。そこで、それに  
関係ありや無しやが考えられるのは、早生一  
石五升 中手九斗 奥手五斗五升 二石五  
斗の内容であると思ひます。現在は僅かか  
りの種穀を「おぼけ」という器に入れて宮司  
がこれを神前に捧げ、祈りをこめてその器の  
底を台板にたたきつけ、その音色のよしあし  
によってその年の豊凶を占うものでありまし  
て、これを早生、中手、奥手と三回繰返して  
行われたのであります、この形式がいづ頃から  
行われたのかも今となっては知る由もないの  
であります。永祿年間の作始め神事におい  
てきめられている早生、中手、奥手の種の量も  
必ずやその配分が占いによって定められた



種占を 神領司人から「お神領」を  
受けた種占司人が信代田氏に捧ぐ



歌上げ 主人に代って順序を指揮し  
ておこな作代 (神領長) が歌を上げ



願上げ 「ともど殿」が「イ」と  
上げて信代を願上げする



家投げ 願上げと並行して「かや」  
投げおこなわれ神事が終了する

ものではなからうかと思うのであります。  
この二石五斗の種占に関係有りや否やは全  
く別問題として、神明宮には往古より十五石  
の神領を有しており、寛永のころからそれが  
二十三石となって江戸時代末まで保たれた訳  
であります。もっとも十五石から二十三石に  
なりまして実質的には何等変じることがな  
ったのであります。この領有によって神主以  
下多くの社人が抱えられていたものと言われ  
ております。

高二十三石といえほどの程度の面積となる  
のかその計算は出来ませんが、江戸時代末  
ころの宮本村各戸の所有は、高六百十一石余り  
と記されており、その内容として田二十七町  
六反余、畑二十四町六反余、他雑地となつて  
おり、これによって神領二十三石の面積も大  
凡想像することが出来ます。又、原部落の中  
央部 新夕下に「お神明さまのお種池」とい  
うものがあつたと古老は申されております。  
以上、神領並にお種池等を昔の作始め神事  
に結びつけて考えることは、私共のたいに慎

しまなければならぬ所ではありますが、後世  
への参考として一寸触れておきたいことであ  
ります。

神事に関する古文書

私は長い間、神明宮神楽について研究を重  
ねてまいりましたので、氏子内各方面から幾  
多の古文書をお借りしてみました。そのう  
ち古式作始め神事に関するものは、左の一件  
にすぎませんでした。

一志敬一郎氏蔵 内山真弓述 (天保七年)

宮本神明宮御鎮産由来並に

太々御神楽略記 (昭和三十七年 写)

(前略) 茲において吉日を撰み二月九日を  
以って祈年穀の祭祀を行い五穀種々の熟と  
不熟を響占する悉くの中せずと言ふこと無  
し 是によつて時に先立って年穀の利不利  
を知るに百姓業を安んず、されば今の世に  
至るまでさらに間断なき御神事なり。理な  
るかな此の大神は御名に負わせ奉る如く五  
穀宝財を始め何くれのものまでも豊かに受

け持たせ給いて充満(みちみち)玉ふ御神徳  
おわしませば 往古より天保の今に至るま  
で田畠結熟し金銭殆ど貧しからずして里中  
廣大(おおい)に繁昌し 諸民安穩に産業を  
勤め生を楽しむこと総て此の大神の御恩徳  
に依らずと言事無し。何ぞ尊信し奉らざら  
ん。(後略)

これはこの文書の一部にすぎません、内山真  
弓先生は江戸時代末此の地方としては最も知  
識人のうちに数えられる人でありましたが、神  
明宮由来記についてはいろ／＼の疑問を投げ  
かけており、到底信じられないことも多々あ  
りまして、前掲の一端においても神明宮を外  
宮の豊受大神としてあるのであります。

とも角この一端の文章によりますと往古か  
ら響占の神事が行われ、それが的中するので  
毎年の耕作に大いに重宝がらる、しかもその  
ために里中が豊かであったということであり  
まして、それは江戸時代末ころの宮本村を中  
心とした郷土の姿であったと見て差しつかえ  
ないと思ひます。又、明治から大正、昭和の

戦前まで、この響占は地方農家にとって一つ  
の指針となつていたのであります。

以上もちまして仁科神明宮古式作始め神事  
の紹介を終りたいと存じますが、始めにも申  
しました通り、近年この神事が一般の人たち  
から忘れられて行く傾向にありますことを深  
く憂慮し、新しい考え方において何とか立派  
に保存されて行くことが出来すよう大方の  
ご協力を願つてやまなしい次第であります。  
種子量る音もさやけしあらたしき  
年の稔る音もさやけしあらたしき  
静かなる宮居の杜に作占らの  
楯桶の音を心して聞く 杉本好文  
(仁科神明宮神楽保存会会長)

(写真撮影 昭和四十五年三月十五日) 大町  
市教育委員会 平林章 大町公民館 牛越和男

山と博物館 第15巻第3号  
一九七〇年三月二十五日発行  
発行所 長野県大町市TEL②二二一  
印刷所 大町市下仲町 山と博物館  
大町市 大町市 印刷部  
大町市 大町市 印刷部  
定価 年額 三〇〇円(送料共) (切手不可)